

川口市監査告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和7年2月3日

川口市監査委員	澤野 高雄
同	金井 洋
同	福田 洋子
同	古川 九一

監査結果報告書

第1 監査の概要

1 基準に準拠している旨

監査委員は川口市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 監査の対象

公益財団法人 川口産業振興公社

(2) 選定理由

出資目的に沿った事業運営等が適正かつ効率的に行われるため、違法、不正な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めるなどを基本方針とし、監査年間計画を定め実施した。

○前回監査期間 令和3年12月1日～令和3年12月24日

4 監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか関係書類を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

5 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 決算諸表等	法令等に基づいて適正に処理されているか
(2) 契約事務	支出内容は適切か
(3) 資産の管理	現金・預金等の管理は適切か
(4) 基本財産の管理	安全有利な方法で管理運用されているか

6 監査の実施内容

(1) 監査の対象期間

令和4年4月1日～令和6年10月31日

(2) 監査の実施期間

令和6年12月2日～令和6年12月26日

(3) 監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

また、現地調査を実施するとともに、関係者から事務の執行状況について説明を聴取した。

【主な監査項目】

ア 事業運営等

- (ア) 定款・財務規程等の整備
- (イ) 理事会等の開催状況
- (ウ) 決算諸表等の作成

イ 会計経理事務

- (ア) 基本財産運用等の収入事務
- (イ) 旅費等の支出事務
- (ウ) 現金・預金・通帳等の管理

ウ 契約事務

- (ア) 公益法人運営支援業務等の委託契約
- (イ) 公有財産貸付埼玉県産業技術総合センター7階事務室等の賃貸借契約

エ 財産管理

(ア) 基本財産等の管理・運用

(イ) 備品の管理

オ 事業の執行状況

(ア) 新製品開発事業等

カ その他

(ア) 前回の監査結果の改善状況

第2 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、適正に執行されているものと認められた。